

損 益 計 算 書
(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|------------|
| I 事業損益 | | |
| A 本来業務事業損益 | | |
| 1 事業収益 | | 16,124,077 |
| 2 事業費用 | | 16,047,153 |
| 本来業務事業利益 | | 76,924 |
| B 附帯業務事業損益 | | |
| 1 事業収益 | | 184,030 |
| 2 事業費用 | | 383,092 |
| 附帯業務事業損失 | | 199,062 |
| 事業損失 | | 122,138 |
| II 事業外収益 | | |
| 受取利息 | 18 | |
| その他の事業外収益 | 349,156 | 349,174 |
| III 事業外費用 | | |
| 支払利息 | 35,323 | |
| その他の事業外費用 | 47,961 | 83,284 |
| 経常利益 | | 143,752 |
| IV 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 10 | 10 |
| V 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 462 | |
| 固定資産圧縮損 | 2,457 | 2,919 |
| 税引前当期純利益 | | 140,843 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | 249 |
| 当期純利益 | | 140,594 |

医療法人横浜柏堤会 注記表

1. 重要な会計方針

(ア) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

薬品 : 最終仕入原価法に基づく原価法
給食材料 : 最終仕入原価法に基づく原価法
診療材料 : 最終仕入原価法に基づく原価法
貯蔵品 : 最終仕入原価法に基づく原価法

(イ) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物 : 定額法

建物以外 : 定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(なお、リース取引開始日が2018年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。)

(ウ) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

奨学引当金

奨学貸付金については、将来における償却額を考慮した一定の金額を引当金として計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による当事業年度末自己都合要支給額）を計上しております。

(エ) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(オ) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 貸借対照表等に関する事項

(ア) 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に関する重要性がある場合の影響額

該当なし

(イ) 満期保有目的の債券に関する重要性がある場合の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(ウ) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

累積欠損金があり納税の見込みがないため税効果会計は適用していない

4. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

5. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

| | |
|------------|------------------|
| 土地 | 2,713,464 千円 |
| 建物 | 3,025,459 千円 |
| 建物附属設備 | 246,004 千円 |
| <u>構築物</u> | <u>67,756 千円</u> |
| 合計 | 6,052,683 千円 |

担保に係る債務

| | |
|--------------|-------------------|
| 長期借入金 | 3,764,798 千円 |
| <u>短期借入金</u> | <u>357,928 千円</u> |
| 合計 | 4,122,726 千円 |

6. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項
該当なし

7. 重要な偶発債務に関する事項
該当なし

7. 重要な後発事項に関する事項
該当なし

8. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
(ア) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引
未払リース料 ¥484,641,740